

被害者支援活動員第7期生募集

公益社団法人あおり被害者支援センターは、犯罪、交通事故により被害を受けた方やそのご家族、ご遺族に、各種の支援を行う民間の被害者支援団体です。センターは平成19年10月1日に設立され、現在31名のボランティアの皆様が被害者支援活動員として電話相談活動・直接的支援活動・広報啓発活動を行っています。あなたも私達の活動に参加してみませんか。皆様の応募を心からお待ちしております。詳しくは事務局までお問合せください。

<問い合わせ先> 青森市中央3-20-30 公益社団法人あおり被害者支援センター
☎017-722-5421

憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や司法の役割を国民のみなさんに理解していただくことを目的とするものです。

全国各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を行っていますので、ぜひご参加いただき、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

各種行事については、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) の各地の裁判所のページをご覧ください。各裁判所の総務課にお問合せください。

青森地方・家庭裁判所では、5月12日(木)午後1時30分から、成年後見制度をテーマとした寸劇を行います。関心のある方は、ふるってご参加ください。詳細は裁判所ウェブサイトでも案内しています。

<問い合わせ先> 青森地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係 ☎017-722-5421

事業主(給与支払者)の皆様へ重要なお知らせです!

平成26年度より、下北管内5市町村(むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村)と下北地域県民局県税部が連携し、法定要件に該当する全ての事業主に、個人住民税の特別徴収義務者の指定を行っています。

5月に各事業主(特別徴収義務者)宛に特別徴収税額決定通知書を送付いたしますので、6月支給分の給与から天引きを開始してください。その後、各市町村から送付される納入書により、天引きした月の翌月10日までに金融機関で納付してください。

特別徴収の適正な実施のために、ご理解とご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先> 東通村役場 税務住民課 ☎0175(27)2111
下北地域県民局県税部 ☎0175(22)8581 内線210、211

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

平成28年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成28年3月31日現在

	3月中	年間累計	年齢別 状態別 飲酒 シートベルト	死者の状況		
				夜	歩行者の死者	
発生	250件 (-36)	930件 (-11)	高齢者の死者 (65歳以上の人)	4人 (-1)	夜間の死者	5人 (±0)
				歩行者の死者	1人 (-3)	飲酒運転による死者
死者	4人 (+1)	8人 (-3)	自動車乗車中の死者	4人 (-3)	非着用死者	0人 (-3)
				非着用死者		0人 (-3)
傷者	285人 (-60)	1,110人 (-86)				

※()内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。
毎月1日は「県民交通安全の日」、15日は「高齢者交通安全の日」

5月は「自転車月間」です。

自転車は、ルールやマナーを守って利用しましょう。

自転車も、自動車と同じようにルールを守らなければいけません。「車道は左側通行」などの自転車安全利用五則を守り、交通事故を起こさないように、また、交通事故にあわないようにしましょう。

自転車利用者が加害者になり高額な賠償金を請求される交通事故が増えています。万が一に備え、自転車も各種保険(TSマーク等)に加入しましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
○夜間はライトを点灯
○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

